

「愛媛県子ども計画（仮称）」の骨子（案）

〔※波線部分が見直しのポイント〕

《テーマ（案）》

骨子案を踏まえ、今後、作成

第1章 計画策定の趣旨

1 計画の目的

これから生まれてくる子どもや、今を生きている子どもとともに、結婚や子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながらともに進む「こどもまんなか」の考えの下で、出会いや結婚、出産の希望が叶い、安心して生み育てられるとともに、愛媛の子ども一人ひとりが、身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送り、自らの将来に夢を持って自分らしく成長し、未来へ向かってチャレンジできる愛媛づくりを、地域一体で集中的・計画的に推進していくために本計画を策定する。

2 計画の性格

本県の子どもを総合的に支援するため、複数の計画を一体的に策定。

- ・「次世代育成支援対策推進法」に基づく県行動計画（努力義務）
- ・「県少子化対策推進条例」に基づく県基本計画（義務）
- ・「子ども・子育て支援法」に基づく県子ども・子育て支援事業支援計画（義務）
- ・「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく県自立促進計画（努力義務）
- ・「子どもの貧困対策推進法」に基づく県子どもの貧困対策計画（努力義務）
- ・「健やか親子 21（第2次）」及び「母子保健計画通知」に基づく県母子保健計画（努力義務）
- ◆「子ども・若者育成支援推進法」に基づく県子ども・若者育成支援計画（努力義務）
（計画期間：R3～R7）との統合についても検討

※ほか、「児童の権利に関する条約」や「児童憲章」を念頭に作成

※第六次愛媛県長期計画をはじめ、他の県計画と整合を持たせた計画

3 計画の期間

令和7年から令和11年まで（5年間）

※計画期間内であっても、社会情勢の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じ見直し。

第2章 子どもを取り巻く状況

1 少子化の現状

(1) 出生数の減少と合計特殊出生率の低下

- ・本県の出生数は、第2次ベビーブーム（1973年）以降、減少。
- ・平成28年には初めて1万人を割り込み、令和5年には戦後最低の6,950人。
- ・合計特殊出生率は、令和5年に統計開始以降過去最低の1.31。

(2) 総人口の減少

- ・本県の総人口は、約153万人であった1985年以降減少。令和5年度に公表された県内の将来推計人口では、2060年には約78万人まで減少。特に、年少及び生産人口の割合が減少。
- ・死亡数が出生数を上回る自然減に加え、他都道府県への転出による社会減も影響。

2 少子化の要因

- ・婚姻：未婚化、晩婚化が進行。いずれ結婚するつもりである未婚者の割合は高く、ギャップが生じている。減少傾向が続く。
- ・出産：晩産化が進行。理想の子どもの数と実際の子どもの数とはギャップが発生。

(2) 若年女性の状況

- ・本県の若年女性の人口は、減少傾向が続く。

3 家庭の状況

(1) 核家族化の進行

- ・本県でも核家族世帯と共働き家庭が増加。
6割超の子どもの核家族かつ両親共働き。

(2) 家事・育児に関する夫婦の状況

- ・男女間で家事・育児負担に大きな開き。夫が関わる時間が第2子以降の出生に影響。

(3) ひとり親世帯の状況

- ・母子世帯については、総世帯数が減少しているにもかかわらず、高止まり。

4 就労の状況

(1) 女性の就労状況

- ・本県の女性の就業率は増加。出産や子育て最盛期の30代前半を底とするM字型。

(2) 就業形態の変化・就業形態による家族形成状況の違い

(3) 仕事と家庭の両立をめぐる状況

- ・育児休業取得率は、女性は8割を上回っている一方、男性は急上昇しているものの、約2割にとどまっている。
- ・本県の就業時間が長い労働者の割合は減少。

(4) 愛媛県の待機児童の状況

- ・本県の保育所等における待機児童は、令和6年4月時点で0人となっています。

5 子どもをめぐる問題

- ・全国の児童虐待相談件数は急速に増加し、令和4年(2022)年度には過去最多の約22万件。
- ・本県の不登校児童生徒は増加傾向、いじめの認知件数は横ばい。
- ・本県の子どものインターネット・スマートフォン利用は低年齢化・長時間化。
(情報モラル教育の必要性)
- ・子どもの貧困や貧困の連鎖は、依然として深刻な社会問題とされる。

6 子育て支援対策への要望（県政に関する世論調査）

- ・子育て支援：柔軟な保育制度の拡充、費用負担の軽減や経済的支援、就労環境の整備
- ・青少年対策：保護者が相談しやすい環境や学習活動の充実、体験活動を通じた育成

7 少子化の影響

(1) 経済面での影響：労働力供給減少、社会保障負担の増大

(2) 社会面での影響：子どもの社会性の不足、地域コミュニティの維持への影響

「愛媛県子ども計画（仮称）」 構成対比表

※1 左から、子ども基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、愛媛県少子化対策推進条例、健やか親子21、子ども・若者育成支援推進法

※2 新たな社会情勢の変化等がある場合は柔軟に対応する。

第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）R2～R6						
【テーマ】						
結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり						
項目	対応法令等					
	次	子	母	貧	少	健
第1章 計画策定の趣旨						
1	計画の目的					
2	計画の性格					
3	計画の期間					
第2章 子どもを取り巻く状況						
1	少子化の状況					
	(1) 出生数と合計特殊出生率の推移					
	(2) 総人口と人口構造の推移					
2	少子化の要因					
	(1) 婚姻と出産の状況					
	(2) 若年女性の状況					
3	家庭の状況					
	(1) 核家族化の進行					
	(2) 男女共同参画の家庭づくり					
	(3) ひとり親世帯の置かれている状況					
4	就労の状況					
	(1) 労働力					
	(2) 就業形態と婚姻の状況					
	(3) 新規学卒者の離職状況					
	(4) 仕事と家庭の両立をめぐる状況					
5	子どもをめぐる問題					
	(1) 児童虐待の現状					
	(2) 不良行為少年の現状					
	(3) 不登校やいじめなどの現状					
6	子育て支援対策への要望					
7	少子化の影響					
	(1) 経済面での影響					
	(2) 社会面での影響					
第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組み						
1	「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況					
	(1) 総括					
	(2) 施策体系ごとの状況					
2	子育てを取り巻く課題					
	(1) 子どもの安心・安全の確保策					
	(2) 幼児教育・保育の充実					
	(3) 放課後児童対策の充実					
	(4) 子どもの貧困対策の推進					
	(5) 働き方改革の推進					
	(6) いしめ問題への対応					
	(7) 平成30年7月豪雨からの復興					
	(8) 新型コロナウイルスの存在を前提とした「新たな日常」の実現					
3	後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性					
第4章 基本理念と展開方向						
1	基本理念					
	(1) 【子どもの視点】子どもが大切にされ、心身ともに健やかに成長できる えひめづくり					
	(2) 【親の視点】安心して、夢を持って子どもを生み育てられる えひめづくり					
	(3) 【地域の視点】地域が一体となり、子どもを見守り子育てを支え合う えひめづくり					
	(4) 【若者の視点】愛媛で暮らし、良きパートナーとの出会いに恵まれる えひめづくり					
2	計画の基本目標					
	出生に関する総合的な目標					
	8つの基本目標					
3	施策体系：24の基本施策（8基本目標×3基本施策）					

愛媛県子ども計画（仮称）R7～R11						
【テーマ】						
項目	対応法令等					
	こ	次	子	母	貧	少 健 育
第1章 計画策定の趣旨						
1	計画の目的					
2	計画の性格					
3	計画の期間					
第2章 子どもを取り巻く状況						
1	少子化の状況					
	(1) 出生数と合計特殊出生率の推移					
	(2) 総人口と人口構造の推移					
2	少子化の要因					
	(1) 婚姻と出産の状況					
	(2) 若年女性の状況					
3	家庭の状況					
	(1) 核家族化の進行					
	(2) 男女共同参画の家庭づくり					
	(3) ひとり親世帯の置かれている状況					
4	就労の状況					
	(1) 労働力					
	(2) 就業形態と婚姻の状況					
	(3) 新規学卒者の離職状況					
	(4) 仕事と家庭の両立をめぐる状況					
5	子どもをめぐる問題					
	(1) 児童虐待の現状					
	(2) 不良行為少年の現状					
	(3) 不登校やいじめなどの現状					
6	子育て支援対策への要望					
7	少子化の影響					
	(1) 経済面での影響					
	(2) 社会面での影響					
第3章 子ども・子育て支援に係るこれまでの取組み						
1	「第2期えひめ・未来・子育てプラン（前期計画）」の進捗状況					
	(1) 総括					
	(2) 施策体系ごとの状況					
2	子育てを取り巻く課題					
	(1) 子どもの安心・安全の確保策					
	(2) 幼児教育・保育の充実					
	(3) 放課後児童対策の充実					
	(4) 子どもの貧困対策の推進					
	(5) 働き方改革の推進					
	(6) いしめ問題への対応					
	(7) 平成30年7月豪雨からの復興					
	(8) 新型コロナウイルスの存在を前提とした「新たな日常」の実現					
3	後期計画において取り組むべき課題と対応する施策の方向性					
第4章 基本理念と展開方向						
1	基本理念					
	(1) 【子どもの視点】子どもが大切にされ、心身ともに健やかに成長できる えひめづくり					
	(2) 【親の視点】安心して、夢を持って子どもを生み育てられる えひめづくり					
	(3) 【地域の視点】地域が一体となり、子どもを見守り子育てを支え合う えひめづくり					
	(4) 【若者の視点】愛媛で暮らし、良きパートナーとの出会いに恵まれる えひめづくり					
2	計画の基本目標					
	出生に関する総合的な目標					
	8つの基本目標					
3	施策体系：24の基本施策（8基本目標×3基本施策）					

えひめ子ども・若者育成ビジョン（R3～R7）	
【テーマ】	
項目	
第1章 ビジョンの趣旨	
1	策定の趣旨
2	ビジョンの期間
3	ビジョンの期間性格・位置づけ
4	ビジョンが対象とする子ども・若者
第2章 子ども・若者の現状・課題及び取組の方向性	
1	少年非行
2	いじめ、不登校、中途退学
3	若者の就労
4	子どもの貧困
5	ひきこもり
6	インターネット上の違法・有害環境
第3章 基本方針	
えひめ子ども・若者育成ビジョン体系図	

【国】こども大綱（R5.12.22閣議決定）

「愛媛県子ども計画（仮称）」 構成対比表

※1 左から、子ども基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、愛媛県少子化対策推進条例、健やか親子21、子ども・若者育成支援推進法

※2 新たな社会情勢の変化等がある場合は柔軟に対応する。

第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）R2～R6						
【テーマ】 結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり						
項目	対応法令等					
	次	子	母	貧	少	健
第5章 具体的な施策の目標						
《結婚前後期》						
第1目標 「家庭を持つことや子育てに夢」が感じられる”えひめ”						
1 次世代育成力の強化	次	子				少
2 若者の自立と就労支援	次	子	母	貧		少
3 若者の多様な交流と出会いの支援	次	子				少
《妊娠・出産時期》						
第2目標 「命の誕生」が心から祝福される”えひめ”						
1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	次	子				少
2 妊娠・出産を見守り支える地域づくり	次					少
3 妊娠を望み、不妊に悩む人々への支援	次					少
《乳幼児期》						
第3目標 「家族・地域の愛情」で育む”えひめ”						
1 地域で子どもを育む環境づくり（公的支援）	次	子	母	貧		少
2 地域で子どもを育む環境づくり（民間と協働した支援）	次	子	母	貧		少
3 安心できる小児医療体制の整備	次					少
《就学前後期》						
第4目標 「希望する幼児教育と保育」が受けられる”えひめ”						
1 幼児期の教育・保育の充実	次	子				少
2 放課後児童対策の充実	次	子				少
3 地域子ども・子育て支援の充実	次	子				少
《学童・思春期》						
第5目標 「健やかな成長・自立」を支援する”えひめ”						
1 豊かな人間性と生きる力の育成	次					少
2 魅力ある学校づくり	次					少
3 子どもの心や身体を、守り・育てる社会づくり	次					少
《子育て全期間》						
第6目標 「子どもに温もりのある暮らし」を保障する”えひめ”						
1 児童虐待防止対策と社会的養育の充実	次	子				
2 共生への支援を要する子どもたちのサポート	次	子				
3 ひとり親家庭等の自立支援と子育て・生活支援の充実	次	子	母	貧		
《子育て全期間》						
第7目標 「親子に安心な生活環境」を提供する”えひめ”						
1 安全・安心なまちづくり	次					少
2 保護者が実践する事故防止・防災対策	次					少
3 子育て家庭の遊び場等の整備	次					少
《子育て全期間》						
第8目標 「子育てと仕事の両立」を実現する”えひめ”						
1 子育てしやすい職場環境づくり	次	子				少
2 制度的性別役割分担意識の是正とライフスタイルの見直し	次	子				少
3 子育てと仕事の両立を支援する地域づくり	次	子				少
第6章 子どもへの貧困対策						
1 子どもの貧困対策計画	次	子	母	貧		少
2 子どもの貧困対策の推進	次	子	母	貧		少
1 教育の支援						
(1) 幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上	次	子	母	貧		少
(2) 地域に開かれた子どもの貧困対策のプラットフォームとしての学校図書・運営体制の構築	次	子	母	貧		少
(3) 高等学校等における就学継続のための支援	次	子	母	貧		少
(4) 大学等進学に対する教育機会の提供	次	子	母	貧		少
(5) 特に配慮を要する子どもへの支援	次	子	母	貧		少
(6) 教育費負担の軽減	次	子	母	貧		少
(7) 地域における学習支援等	次	子	母	貧		少
(8) その他の教育支援	次	子	母	貧		少
2 生活の安定に資するための支援						
(1) 親の妊娠・出産期、子どもの乳幼児期における支援	次	子	母	貧		少
(2) 保護者の生活支援	次	子	母	貧		少
(3) 子どもの生活支援	次	子	母	貧		少
(4) 子どもの就労支援	次	子	母	貧		少
(5) 住宅に関する支援	次	子	母	貧		少
(6) 児童養護施設退所者等に関する支援	次	子	母	貧		少
(7) 支援体制の強化	次	子	母	貧		少
3 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援						
(1) 職業生活の安定と向上のための支援	次	子	母	貧		少
(2) ひとり親に対する就労支援	次	子	母	貧		少
(3) ふたり親世帯を含む困難世帯等への就労支援	次	子	母	貧		少
(4) 経済的支援	次	子	母	貧		少

愛媛県子ども計画（仮称）R7～R11						
【テーマ】						
項目	対応法令等					
	こ	次	子	母	貧	少
第5章 子どもや若者のライフステージに応じた切れ目のない支援						
1 子どもや若者のライフステージを通じた取組						
(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有						
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり						
ア 遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着						
イ 子どもまんなかまちづくり						
ウ 子ども・若者が活躍できる機会づくり						
エ 子ども・若者のジェンダーギャップの解消						
(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供						
ア プレコンセプションケアを含む成人医療等に関する研究や相談支援等						
イ 慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援						
(4) 子どもの貧困対策						
(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援						
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援						
ア 児童虐待防止対策等の更なる強化						
イ 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援						
ウ ヤングケアラーへの支援						
(7) 不登校・引きこもり等セーフティネット						
ア 不登校及びひきこもり等への支援						
(8) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組						
ア 子ども・若者の自殺対策						
イ 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備						
ウ 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策						
エ 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備						
オ 非行防止と自立支援						
2 子どもの誕生前から幼児期まで						
(1) 妊娠前から妊娠中、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供						
(2) 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実						
3 学童期・思春期						
(1) 子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等						
(2) 居場所づくり						
(3) 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実						
(4) 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供やこころのケアの充実						
(5) いじめ防止						
(6) 不登校の子どもへの支援						
(7) 校則の見直し						
(8) 体罰や不適切な指導の防止						
(9) 高校中退の予防、高校中退後の支障						
4 青年期						
(1) 高等教育の修学支援、高等教育の充実						
(2) 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組						
(3) 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援						
(4) 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援						
第6章 子育て当事者への支援						
1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減						
2 地域子育て支援、家庭教育支援						
3 ひとり親家庭への支援						
4 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大						

えひめ子ども・若者育成ビジョン（R3～R7）						
【テーマ】						
項目	対応法令等					
	こ	次	子	母	貧	少
第4章 具体的施策の推進						
たくましく心豊かな子ども・若者の育成支援と社会的自立の促進						
(1) 「生きる力」を育む教育の推進						
ア 心豊かな人間の育成						
イ 確かな学力の定着と向上						
ウ 健康教育の充実						
エ 読書活動と生涯学習の推進						
オ 生徒指導推進体制の充実						
カ 「少年の日」による自己確立の促進						
キ 情報・消費など社会環境の変化への対応						
ク グローバル社会で活躍する人材の育成						
ケ ESDの推進						
(2) 地域における健全育成活動の推進と社会参加の促進						
ア 青少年スポーツ活動の推進						
イ 体験活動の推進						
ウ 青少年の社会参加活動の推進						
エ 青少年の政治参画の促進						
オ スポーツ・文化活動の次世代育成						
(3) 青少年の社会的・職業的自立の支援						
ア 学校における進路指導の充実						
イ 職場体験活動の充実						
ウ 就職支援の充実						
エ ニート（若年無業者）支援体制の整備						
オ 職業能力の開発						
困難な状況を抱える子ども・若者の支援と被害防止の推進						
(4) それぞれの困難な状況に応じた支援						
ア 障がいのある青少年等の支援						
イ 発達障がいのある青少年の支援						
ウ 障がいのある青少年の就労支援						
エ 子どもへの貧困に対する支援						
オ ひきこもり等支援策の充実						
カ 不登校等への適切な対応						
キ 学校における教育相談の充実						
ク その他の配慮が必要な子ども・若者の支援						
(5) 非行・被害防止対策の強化						
ア 少年補導活動への支援と相互連携						
イ 少年非行・被害防止活動の推進						
ウ 非行少年の立ち直り支援の推進						
エ いじめへの適切な対応						
オ 児童虐待防止体制の強化						
カ DV（ドメスティック・バイオレンス）被害の防止						
キ 被害少年保護対策の推進						
ク 性暴力被害の防止						
(6) 覚せい剤・シンナー等薬物乱用防止対策の推進						
ア 関係機関・団体との連携強化						
イ シンナー等取扱業者への指導						
ウ 啓発活動の強化						
エ 薬物相談等の充実						
オ 街頭補導、サイバーパトロールの強化						
子ども・若者を社会全体で支えるための環境の整備						
(7) 健全な家庭づくりの推進と子育て支援の充実						
ア 温かい家庭づくりの推進						
イ 家庭の教育力の向上						
ウ 子育て支援体制の充実強化						
エ 男女共同参画による家庭づくりの推進						
オ 家庭教育上の相談活動の充実						
(8) 家庭・学校・地域・諸機関の機能強化と連携の促進						
ア 青少年団体の育成と指導者の養成確保						
イ 地域と連携した学校教育の充実						
ウ 拠点整備の推進						
エ 子どもへの居場所づくり						
オ 青少年育成県民活動の推進						
カ いじめ・不登校対応、非行防止、安全確保等に向けての地域ぐるみの推進体制の強化						
キ 青少年対策関係機関の連携強化						
ク 「えひめ教育の日」及び「えひめ教育月間」の普及・定着						
ケ 青少年施策に関する情報提供						
コ 創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援						
(9) 有害な環境の浄化活動の推進						
ア 環境浄化活動の推進						
イ 関係業者の指導強化と自主規制の促進						
ウ 有害な環境の浄化に向けた関係団体との連携						
エ インターネットの適正な利用の促進						
オ 各種法令等による規制						

【国】子ども大綱（R5.12.22閣議決定）	
1 ライフステージを通じた重要事項	
(1) 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	
(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり	遊びや体験活動の推進、生活習慣の形成・定着 子どもまんなかまちづくり 子ども・若者が活躍できる機会づくり 子ども・若者のジェンダーギャップの解消
(3) 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供	プレコンセプションケアを含む成人医療等に関する研究や相談支援等 慢性疾患・難病を抱える子ども・若者への支援
(4) 子どもの貧困対策	
(5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援	
(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援	児童虐待防止対策等の更なる強化 社会的養護を必要とする子ども・若者に対する支援 ヤングケアラーへの支援
(8) 子ども・若者の自殺対策、犯罪などから子ども・若者を守る取組	子ども・若者の自殺対策 子どもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備 子ども・若者の性犯罪・性暴力対策 犯罪被害、事故、災害から子どもを守る環境整備 非行防止と自立支援
2 ライフステージ別の重要事項	
(1) 子どもの誕生前から幼児期まで	
	妊娠前から妊娠中、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の提供 子どもの誕生前から幼児期までの子どもの成長の保障と遊びの充実
(2) 学童期・思春期	
	子どもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 居場所づくり 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供やこころのケアの充実
	いじめ防止 不登校の子どもへの支援 校則の見直し 体罰や不適切な指導の防止 高校中退の予防、高校中退後の支障
(3) 青年期	
	高等教育の修学支援、高等教育の充実 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談支援
3 子育て当事者への支援に関する重要事項	
(1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援	
(3) 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	
(4) ひとり親家庭への支援	

「愛媛県子ども計画（仮称）」 構成対比表

※1 左から、子ども基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、愛媛県少子化対策推進条例、健やか親子21、子ども・若者育成支援推進法

※2 新たな社会情勢の変化等がある場合は柔軟に対応する。

第2期えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）R2～R6						
【テーマ】						
結婚や子育ての希望が叶い、すべての子どもが夢を持って、自分らしく成長できる愛媛づくり						
項目	対応法令等					
	次	子	母	貧	少	健
第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標						
1	県設定区域の決定		子			
2	各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期		子			
3	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保					
	(1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期		子			
	(2) 認定こども園普及に向けた取組み		子			
	(3) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策		子			
	(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携並びに小学校等の連携		子			
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施		子			
5	特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置					
	(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者		子			
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の従事者		子			
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等		子			
7	教育・保育情報の公表		子			
8	広域調整					
	(1) 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整		子			
	(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定		子			
第8章 計画の推進						
1	計画推進のための各主体の役割					
	(1) 県の役割					
	(2) 市町に期待する役割					
	(3) 家庭に期待する役割					
	(4) 企業（事業所）に期待する役割					
	(5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割					
2	計画の推進体制					
	(1) 愛媛県子ども・子育て会議					
	(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議					
	(3) 市町・関係団体等との連携					

愛媛県子ども計画（仮称）R7～R11						
【テーマ】						
項目	対応法令等					
	こ	次	子	母	貧	少
第7章 幼児期の教育・保育量の見込みと提供目標						
1	県設定区域の決定			子		
2	各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制の確保内容、実施時期			子		
3	教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保					
	(1) 設定区域ごとの認定こども園の目標設置数、設置時期			子		
	(2) 認定こども園普及に向けた取組み			子		
	(3) 教育・保育等の役割提供の必要性及び推進方策			子		
	(4) 教育・保育施設と地域型保育事業者等との連携並びに小学校等の連携			子		
4	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施			子		
5	特定教育・保育等に係る人材の確保及び資質向上のために講ずる措置					
	(1) 特定教育・保育及び特定地域型保育の従事者			子		
	(2) 地域子ども・子育て支援事業の従事者			子		
6	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制等			子		
7	教育・保育情報の公表			子		
8	広域広域調整					
	(1) 市町の区域を超えた広域的な見地から行う調整			子		
	(2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定			子		
第8章 計画の推進						
1	計画推進のための各主体の役割					
	(1) 県の役割					
	(2) 市町に期待する役割					
	(3) 家庭に期待する役割					
	(4) 企業（事業所）に期待する役割					
	(5) 地域活動団体（NPO、ボランティア団体等）・住民に期待する役割					
2	計画の推進体制					
	(1) 愛媛県子ども・子育て会議					
	(2) 愛媛県少子化対策推進連絡会議					
	(3) 市町・関係団体等との連携					

えひめ子ども・若者育成ビジョン（R3～R7）	
【テーマ】	
項目	

【国】子ども大綱（R5.12.22閣議決定）	
項目	

第5章 ビジョンの推進・目標	
1	県の推進体制
2	市町に期待されている役割
3	家庭に期待されている役割
4	地域に期待されている役割
5	事業者期待されている役割
6	県民総ぐるみの運動の推進
7	目標